

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 25 - 関東108 - 2
 【提出書類】 発行登録追補書類
 【提出先】 関東財務局長
 【提出日】 平成26年 6 月11日
 【会社名】 セガサミーホールディングス株式会社
 【英訳名】 SEGA SAMMY HOLDINGS INC.
 【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 里 見 治
 【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋一丁目 9 番 2 号 汐留住友ビル
 【電話番号】 03(6215)9955(代表)
 【事務連絡者氏名】 上席執行役員管理本部長 清 水 俊 一
 【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目 9 番 2 号 汐留住友ビル
 【電話番号】 03(6215)9955(代表)
 【事務連絡者氏名】 上席執行役員管理本部長 清 水 俊 一
 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債
 【今回の募集金額】 10,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成25年 7 月 3 日
効力発生日	平成25年 7 月11日
有効期限	平成27年 7 月10日
発行登録番号	25 - 関東108
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 30,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
25 - 関東108 - 1	平成25年 7 月19日	10,000百万円	-	-
実績合計額(円)		10,000百万円 (10,000百万円)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 20,000百万円

(20,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	セガサミーホールディングス株式会社第3回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金10,000百万円
発行価格(円)	額面100円につき金100円
利率(%)	年0.519%
利払日	毎年6月17日及び12月17日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成26年12月17日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月17日及び12月17日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記「（注）10. 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成31年6月17日
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成31年6月17日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記「（注）10. 元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集

申込証拠金(円)	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成26年6月11日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成26年6月17日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	1. 当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、又は今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合は、同法に基づき、本社債のために同順位の担保権を設定しなければならない。 2. 当社が本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。なお、担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）からA - (シングルA マイナス)の信用格付を平成26年6月11日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号03-3276-3511

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき本社債の社債券は発行しない。

ただし、社債等振替法第67条第2項に規定される場合には、社債権者は当社に社債券を発行することを請求できる。この場合、社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。かかる請求により発行する社債券は無記名式利札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割又は併合は行わない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4. 財務代理人

- (1) 当社は、株式会社三井住友銀行（以下「財務代理人」という。）との間に平成26年6月11日付本社債財務代理契約を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託する。
 - (2) 財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有していない。
 - (3) 当社が財務代理人を変更する場合には、当社は事前にその旨を本（注）第6項に定める方法により公告する。
5. 期限の利益喪失に関する特約
- (1) 当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を喪失する。
当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、5銀行営業日以内に当社がその履行をしないとき。
当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違背したとき。
当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の者の社債もしくは社債を除く借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。
当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令を受け、又は解散（合併の場合を除く。）したとき。
 - (2) 本項第（1）号の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合には、当社はただちにその旨を本（注）第6項に定める方法により公告する。
 - (3) 期限の利益を喪失した本社債は、ただちに支払われるものとし、直前の利息支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日又は本項第（2）号の公告をした日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄所定の利率による経過利息をつける。
6. 公告の方法
- 本社債に関し社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告によることができない事故その他止むを得ない事由が生じた場合には、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
7. 社債要項の変更
- (1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）第4項第（1）号を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議にかかる裁判所の認可を必要とする。
 - (2) 裁判所の認可を受けた本項第（1）号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。
8. 社債権者集会
- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）第6項に定める方法により公告する。
 - (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
 - (3) 本社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本社債の金額の合計額はこれに算入しない。）の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面（本（注）第2項ただし書に基づき本社債の社債券が発行される場合は当該社債券）を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
 - (4) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の社債権者集会は、一つの集会として開催される。本項第（1）号ないし第（3）号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。
9. 発行代理人及び支払代理人
- 別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。
10. 元利金の支払
- 本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。
11. 社債要項の公示
- 当社は、その本店に本社債の社債要項の写しを備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	3,500	1. 引受人は本社債の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は額面100円につき金40銭とする。
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	3,500	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	3,000	
計		10,000	

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
10,000	63	9,937

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額9,937百万円は、平成27年3月末までに返済予定の借入金返済資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第9期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

平成25年6月19日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第10期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）

平成25年8月8日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第10期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）

平成25年11月12日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第10期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）

平成26年2月14日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成26年6月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月20日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成26年6月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月31日に関東財務局長に提出

7 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成26年6月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成25年11月26日に関東財務局長に提出

8 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成26年6月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成26年3月11日に関東財務局長に提出

9 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成26年6月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成26年4月1日に関東財務局長に提出

10 【訂正報告書】

訂正報告書（上記7の臨時報告書の訂正報告書）を平成25年12月24日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（平成26年6月11日）までの間に生じた変更その他の事由を反映し、その全文を一括して以下に記載しております。変更箇所については_____ 野で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下の記載に含まれる事項を除き、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

対処すべき課題

遊技機事業におきましては、低貸玉営業の普及や遊技人口の減少などにより、パチンコホール運営者の経営状態が厳しさを増しており、より収益確保が見込める大型主力タイトルに需要が集中する傾向が見られております。このような環境のもとで、市場ニーズに応じた斬新なゲーム性を備える製品の開発、供給などを通じて環境の変化に対応することが求められている一方で、製品の高品質化が進むことによる開発コスト及び製造コストの上昇に対応することが経営課題となっております。

アミューズメント機器事業におきましては、低迷する市場環境の中で、幅広いユーザーの獲得を目指し、高付加価値製品からファミリー向けの製品まで多様なユーザーニーズに応えると同時に、オペレーターの投資効率向上と機器メーカーである当グループの長期安定収益確保に取り組むとともに、成長分野である携帯電話・スマートフォン・PCダウンロード等のデジタルゲーム分野への経営リソースの最適配分等を実現することが経営課題となっております。

アミューズメント施設事業におきましては、消費税率引き上げの影響により、既存店収益が圧迫されることから、店舗運営力や競争力の強化、新規顧客の獲得を図るとともに、従来型のゲームセンター以外の新しい業態の開発を進めることにより、収益を改善させることが経営課題となっております。

コンシューマ事業のパッケージゲーム分野におきましては、タイトル数の絞込み等を通じて開発の効率化を図り、収益を改善させるとともに、デジタルゲーム分野など、拡大する新たなコンテンツ市場へ対応することが経営課題となっております。玩具事業、アニメーション映像事業におきましては、グループ間連携などの施策により、さらなる事業強化を図ることが経営課題となっております。

なお、当社におきましては平成26年5月9日に「グループ構造改革本部」を設置し、中長期的な視点からグループ全体の収益構造を見直すべく、検討を開始しております。当グループ構造改革本部におきましては、平成27年3月期末までを目途に、既存の各事業における課題に取り組むとともに、新規領域も含めた成長分野への経営資源の投入など、収益力の向上を目的とした施策を立案・実行いたします。

事業等のリスク

当グループの経営成績等に影響を及ぼす可能性のある事業等のリスクは以下のとおりであります。

当グループは、経営の内外に潜在する重要なリスクを洗い出し、その低減に取り組んでおりますが、以下に記載したリスク以外でも当グループの想定を超えたリスクが顕在化した場合には、当グループの経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。また、文中の将来に関する事項は本発行登録追補書類提出日現在において当グループが判断したものであります。

(1) 遊技機事業への依存と法的規制等について

当グループ全体の経営成績は遊技機事業への依存度が高く、当該事業の業績動向に左右される傾向があります。そのため、今後も遊技機事業において安定した収益を確保することが重要な経営課題となっております。

製品を販売する際は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」及び関連法令、諸規則に基づき、国家公安委員会規則の「遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則」で定められた「技術上の規格」に適合することが必要となります。

また、遊技機の射幸性の抑制と不正改造の防止を主な柱とした「風適法施行規則等の規則改正」が、平成16年7月より施行されております。当グループでは、射幸心をあおるような表現や誤解を与えるような表現を社内の倫理委員会のもと規制するとともに、不正な方法で利益を得る、いわゆる“ゴト行為”を未然に防ぐ為に不正対策室を設け、継続的に市場情報の収集をするなどして不正に強い遊技機作りに取り組んでおります。

しかしながら、法的規制等に重大な変更が加えられた場合には、当グループの経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(2) 市場環境の変化等について

遊技機事業につきましては、遊技人口の減少等を受けて、今後も経営環境は厳しい状況が続くものと推測されます。また、パチンコホール間の顧客獲得に向けた競争の激化が続く中、パチンコホールが購入する新機種は話題性・ゲーム性が高く集客が見込める遊技機に集中する傾向にあります。

当グループでは、このような市場環境の変化に対応するべく、多様なユーザーニーズに応える斬新なゲーム性を備えた製品の開発に注力しております。また、中長期的にさらなる販売台数の増加を目指し、今後増加が見込まれる受注に対してタイムリーに対応可能な体制を構築するため新工場及び新流通センターを建設しました。

しかしながら、新機種の開発状況、型式試験及び検定許認可の取得状況、並びに製品の不具合、ユーザーの好みの変化等によっては、当グループの経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

アミューズメント機器事業につきましては、国内市場が低調に推移しており、今後も個人消費動向やユーザーニーズの変化によっては、施設オペレーターの設備投資抑制を招き当グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当グループでは、このような市場環境の変化に対応するべく、ユーザーニーズを捉えた「ものづくり」を念頭に、近年ではネットワークを活用した製品によって新しい遊びを提案する等、製品開発に注力しております。また、引き続き施設オペレーターの投資効率の向上と当グループの長期安定収益確保を実現するレベニューシェアモデルを提供することにより、アミューズメント業界全体の活性化に注力してまいります。

アミューズメント施設事業につきましては、引き続き店舗運営力を強化することによりさらなる収益改善を図ってまいります。個人消費動向の影響を受けやすく、多様なユーザーニーズに応えるアミューズメント機器の導入状況如何等によっては、当グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、アミューズメント施設事業は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」及びその他政令、省令等の関連法令による規制を受けております。

当グループは、同法及び関連法令の規制の遵守に努めておりますが、新たな法令の制定、同法及び関連法令の規制内容の変更等がある場合には、当グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

コンシューマ事業につきましては、家庭用ゲームソフト市場が縮小傾向にありますが、そのような環境下にあっても当グループでは安定的に収益の創出ができる体制の構築に取り組んでおります。また、近年、気軽に遊べるゲームコンテンツを中心としたスマートフォンによるライトユーザーや新規ユーザーの取り込み、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）上で提供されるソーシャルゲームの利用者数の増加など、新たなゲームプラットフォームの登場により世界のゲーム産業全体に大きな変化が起きています。高成長が続くSNS及びスマートフォン向けコンテンツ事業に経営資源を集中的に投下すると同時に、環境の変化に応じた適正な事業構造を構築し、経営意思決定の迅速化や多様化する顧客ニーズへの対応を図り、収益の最大化を目指します。

しかしながら、当グループのコントロールの及ばない法的規制や、同事業の市場環境の変化等により当グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当グループ全体の経営成績は、北米、欧州、アジアなどの海外市場での販売活動及び部材調達等において、為替変動により影響を受ける可能性があるほか、海外での戦争、紛争、テロ等による海外情勢の悪化の影響を受けるリスクを有しております。さらに、為替変動は海外子会社及び関連会社における為替換算調整勘定を通じて純資産が増減するため、当グループの財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、消費税率引き上げは当グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があり、特にアミューズメント施設事業においては、消費税率引き上げ分をアミューズメント機器の利用料金に上乘せすることは現状では困難であり、当該事業の収益を減少させる可能性があります。

(3) 販売の機会損失等について

パチスロ・パチンコ遊技機では、生産に要する時間が短いため、受注動向を見ながら生産を行っておりますが、製品のライフサイクルが短く、販売期間が非常に短いことから発売の初期段階に出荷が集中します。部材の共通化並びに部材調達リードタイムの短縮化や棚卸資産管理強化等の対策を講じておりますが、大量の初期受注の生産については、原材料の調達が十分にできない可能性があります。また、競合他社の人気製品と販売時期が重なり受注計画を下回ると余剰部品が生じることがありますが、その余剰部材を有効に他の製品等に活用できない場合には、部材の廃棄損等が発生する可能性があります。

アミューズメント機器では、生産に要する期間が比較的長期に亘るため、見込み生産を行っておりますが、ユーザーの好みの変化、事業環境の変化、成長の不確実性などにより当グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

家庭用ゲームソフトでは、その需要がクリスマス、正月前等に集中するなど季節変動的な要因を受けやすいため、これらの商戦時期に新製品を供給できなかった場合などは過剰な在庫が発生する可能性があり、棚卸資産の廃棄損等が発生する可能性があります。

(4) M&A等による事業拡大について

当グループでは、既存事業の強化並びに新たな事業への参入を効率的に行うために、国内外を問わずM&Aや業務提携等も検討して進めております。

しかしながら、当グループのコントロールの及ばない法的規制や、当グループを取り巻く環境の変化または当初期待したシナジー効果が得られない等の場合には、当グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 減損会計の適用について

当グループは、減損会計を適用しており、今後の各事業の業績推移や将来キャッシュ・フローによる設備投資及びのれんの回収可能性によっては、減損会計適用による損失が発生し当グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 保有投資有価証券について

当グループでは、業務上の関係構築や純投資等を目的に投資有価証券を保有しております。投資有価証券の評価は株式市場の動向、株式発行会社の財政状態・経営成績等の状況によって判断されるため、今後も時価の下落や実質価額の低下により減損処理を行うこととなった場合には、投資有価証券評価損等の計上により当グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 繰延税金資産について

当グループは、税務上の繰越欠損金や将来減算一時差異に対して、将来の課税所得を合理的に見積り、その回収可能性を慎重に検討した上で繰延税金資産を計上しております。将来の業績変動により課税所得の見込み額が増減した場合や、税制改正により実効税率が変更された場合には、繰延税金資産の残高が増減し当グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 情報セキュリティについて

当グループのほとんどすべての業務は情報システムのサポートを受けており、その情報システムも年々高度化しております。当グループは、信頼性向上のため種々の対策を実施し、継続的に業務を運営できる体制を整備しておりますが、ハッキング、自然災害等の外的要因や人為的ミス、コンピュータウイルス等により情報システムの不具合、故障が生じる可能性があります。これらの要因により業務が中断した場合には、当グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 個人情報等の情報管理について

当グループは、事業活動において顧客等のプライバシーや信用に関する情報（個人情報等を含む）を入手したり、他企業等から情報を受け取ることがあります。当グループは、これらの情報の漏えいが生じないよう秘密保持には細心の注意を払っておりますが、不測の事態により情報が外部に漏えいする可能性があります。この場合には、損害賠償等の費用負担が生じたり、当グループのブランドイメージに影響が及ぶなど当グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 訴訟について

当グループでは、コンプライアンス体制の強化を推進しており、第三者の知的財産権を侵害しないよう充分注意するなど、損害賠償請求等による訴訟リスクを最小限に抑える方策を講じておりますが、当グループの製造販売する製品が権利を侵害するものとして訴訟を提起される可能性があります。

また、当グループの製造販売する製品の不具合等のほか、ユーザーからの予期せぬ苦情等により訴訟を提起される可能性があります。

(11) 災害等による影響について

当グループでは、会社規程として「危機管理規程」を制定し、事業活動に潜在するリスクを特定し、平常時からリスクの低減及び危機の未然防止に努めるとともに、重大な危機が発生した場合の即応体制を整備・維持しております。

しかしながら、当グループ各社の本社、事業所、生産拠点及び当グループの取引先が、地震、火災、洪水等の大規模自然災害やテロ攻撃、政治情勢の変化等によって物的・人的に想定を超える被害を受けた場合には、事業活動に支障をきたし、当グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

セガサミーホールディングス株式会社本店
（東京都港区東新橋一丁目9番2号 汐留住友ビル）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。